

下水道使用料改定率(案)

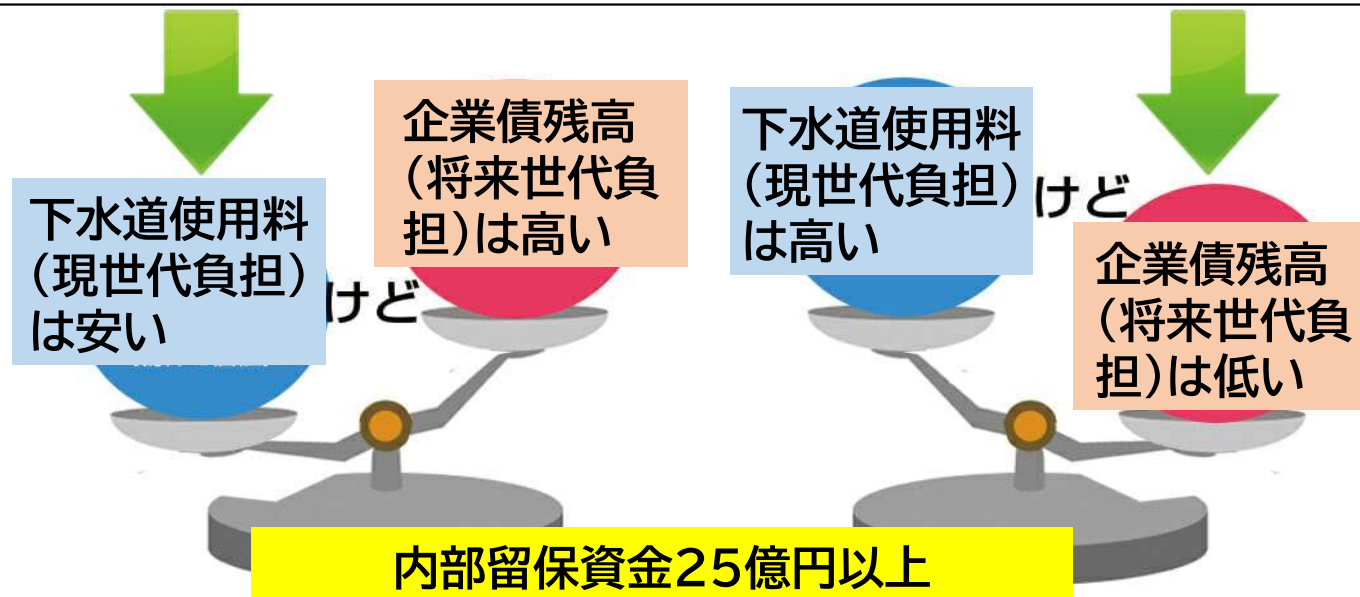
令和7年7月24日

第2回経営審議会資料

1 改定率を考える上での要点

経営戦略（令和7年度版）P87～89

- 経営戦略では、通常の事業運営に最低限必要な**内部留保資金の額を25億円**としました。
- 今後、老朽化施設の更新事業に多額の資金が必要となりますが、事業を適切に進めながらも、内部留保資金残高を確保していくためには、以下の2点により資金を調達していく必要があります。
 - ①**下水道使用料により純利益を出すこと**で資金を確保すること
 - ②**企業債の借入れ**により資金を確保すること
- ただし、下の図のように、**両者は相反関係**にありますので、バランスを考慮しながら、それぞれが適切な水準になるよう改定率を考えていく必要があります。



2 必要となる当年度純利益の水準

(1) 使用料改定を行う際の純利益の計上方法

経営戦略（令和7年度版）P91

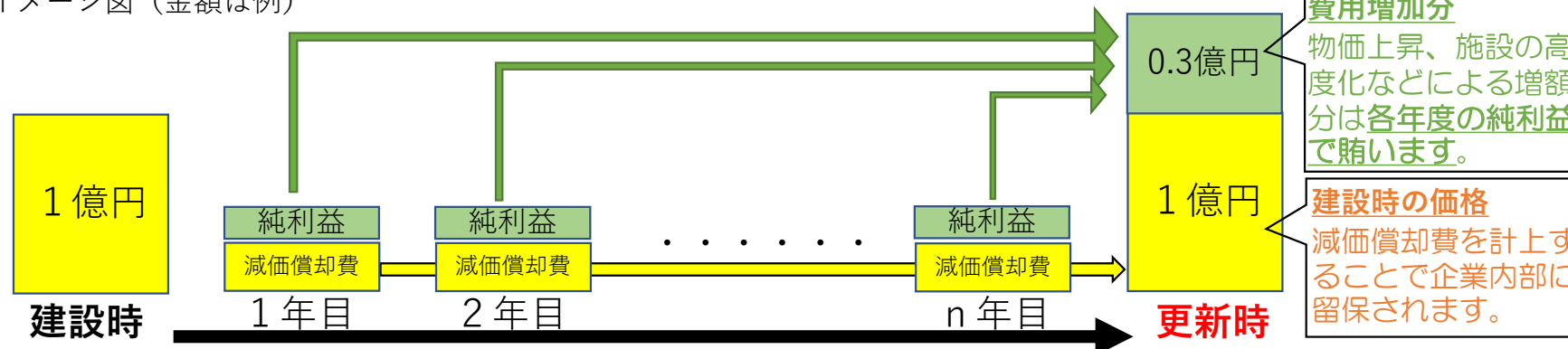
○必要となる当年度純利益の水準

通常、施設を更新する際、建設時にかかった工事費のほか、**物価上昇や施設の高度化による工事費の費用増加分**が必要となります。この費用増加分は、毎年の当年度純利益により確保され、将来のために貯めておかねばなりません。

○この当年度純利益を使用料改定の際に見込むときは、資産維持費として費用に計上し、資産維持費を含めた全ての費用に見合う下水道使用料の水準を考えていくこととなります。

○もし、この資産維持費が適切に計上されないと、将来の下水道施設の更新に必要な財源が内部に留保されませんので、**下水道が維持できない事態に陥る恐れ**のある重要な費用となります。

イメージ図（金額は例）

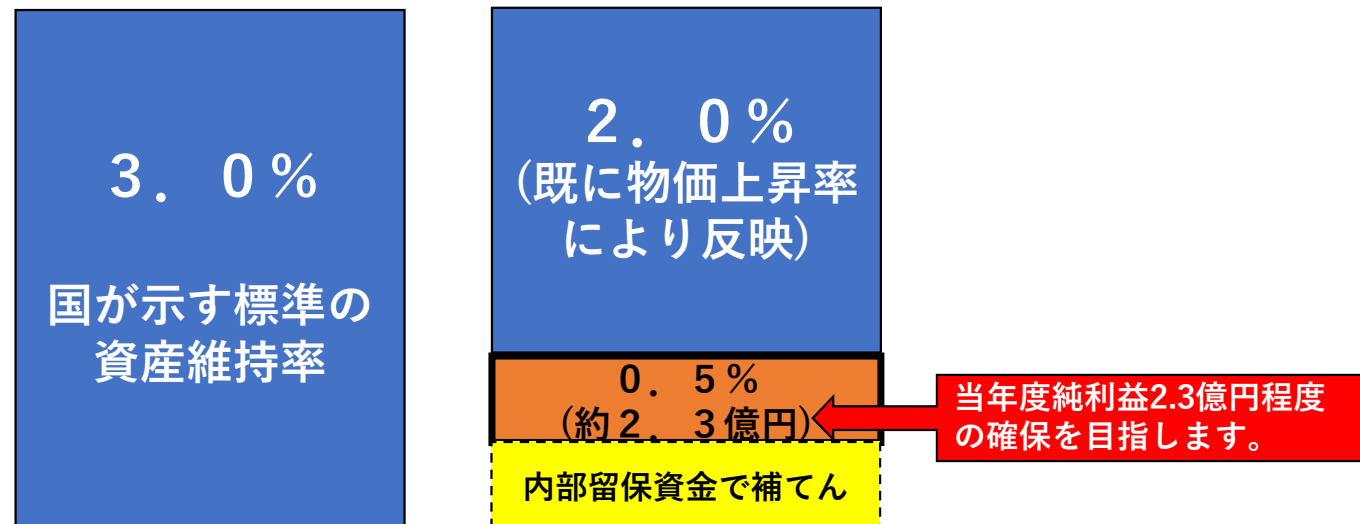


例えば、過去に1億円で建設した施設について、更新する際に1.3億円必要となった場合、1億円は減価償却費を計上することにより内部に留保されますが、**費用増加分は純利益を財源として内部に貯めておかねばなりません**。使用料改定時にはこの部分を**資産維持費**として費用に計上するものです。

(2)資産維持費の目安

経営戦略（令和7年度版）P91,96

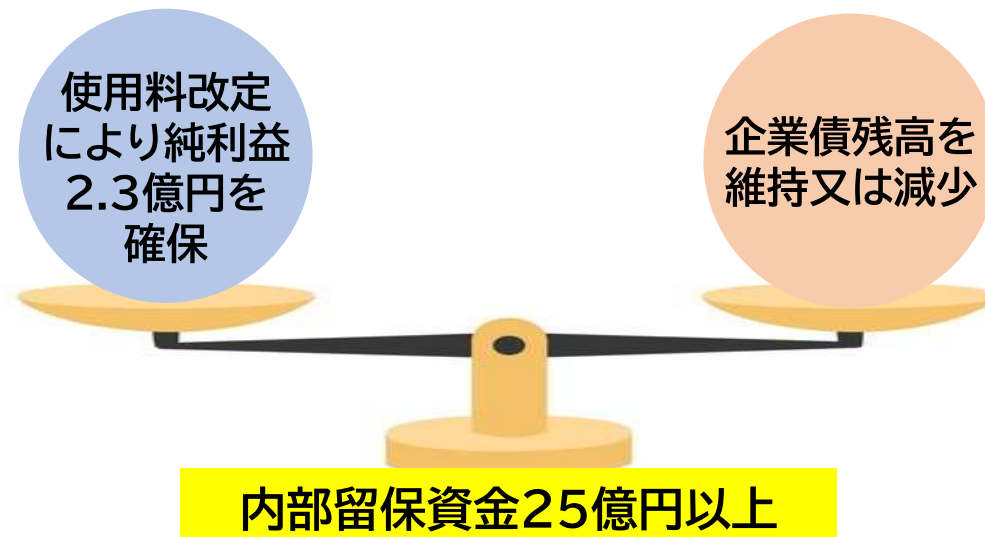
- 国は、施設の更新・再構築を円滑に進め、持続的なサービスを確保するために資産維持費の計上を求めている、その標準は、水道事業に準じて『償却対象資産帳簿価額の**3%**』を参考として示しています。（総務省令和4年1月25日付け「「経営戦略」の改定推進について」）
- 本市の投資計画では、**既に毎年2%の物価上昇率を見込んでいます**ので、標準的には**残りの1%**を資産維持率とすることが考えられます。
- しかし、現状の内部留保資金の残高を活用できること、また、資産維持費の計上が本市として初の試みであることを考慮し、当改定に関しては、**1%の半分の0.5%**を資産維持率としています。
- このことにより、**資産維持費は約2.3億円（＝純利益約2.3億円）**計上することとしたものです。



3 適切な企業債残高水準

経営戦略（令和7年度版）P89

- 企業債残高の増加は、将来世代の負担につながるため、使用料改定率の算定にあたっては、当年度純利益とともに企業債残高の推移にも着目してきました。
- その結果、将来の人口減少を考慮し、**現在の企業債残高をできるだけ維持又は減少**させることを目標としました。

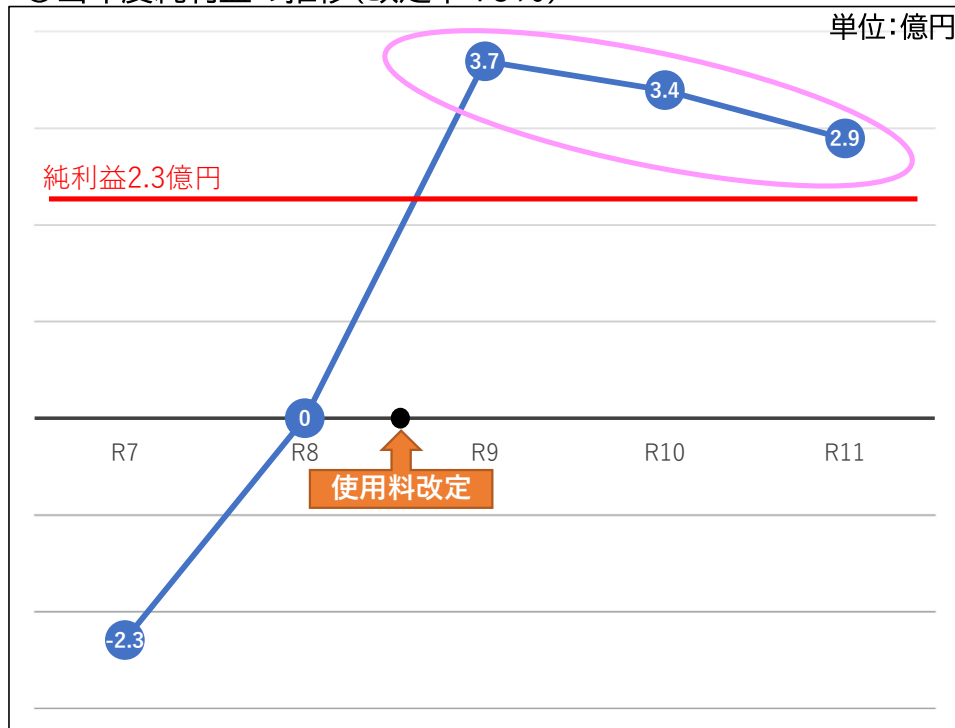


4 経営戦略の改定案(改定率40%)

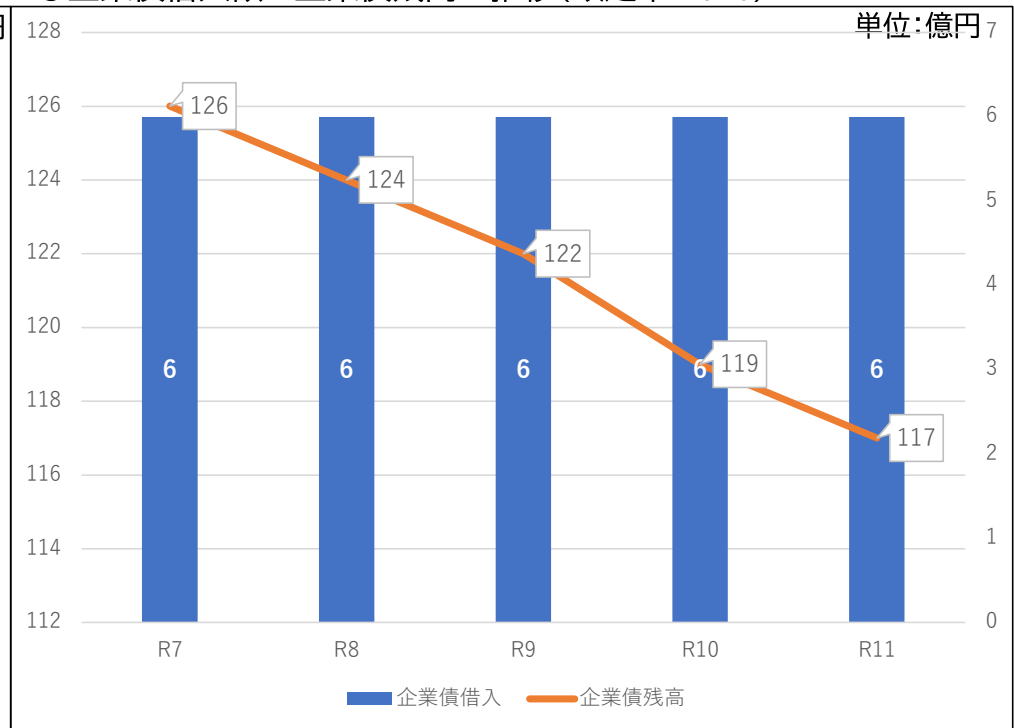
(1)当年度純利益と企業債残高水準

※経営戦略（令和7年度版）R92～95

○当年度純利益の推移(改定率40%)



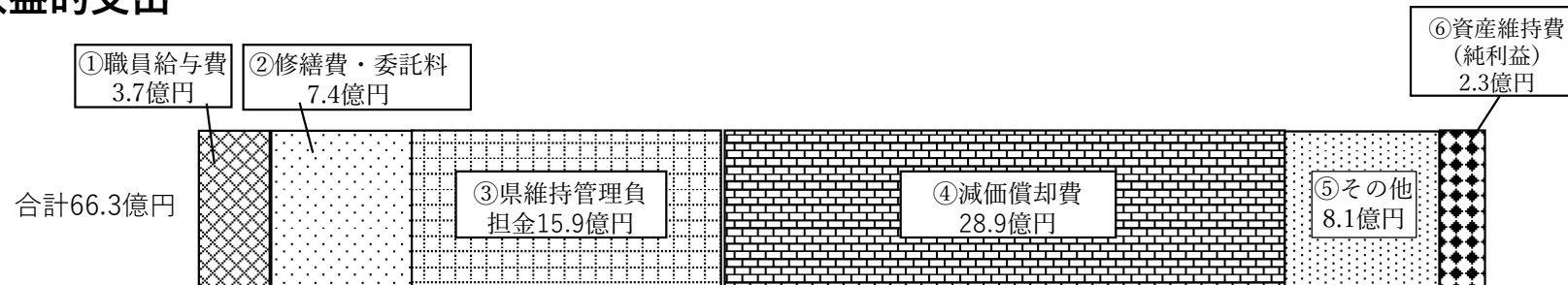
○企業債借入額と企業債残高の推移(改定率40%)



- ・純利益は、使用料改定後のR9年度以降、**いずれの年も2.3億円を上回っています。**
- ・企業債残高は、**年2～3億円程度の減少で推移**します。

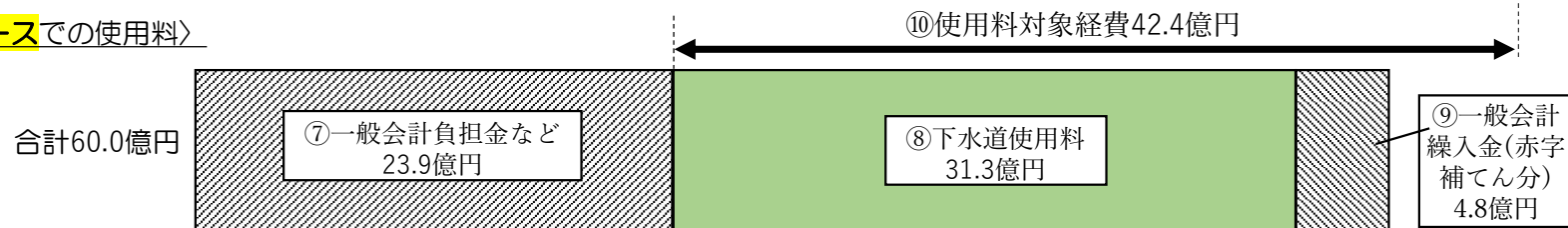
5 収支の概要について(令和10年度)

(1) 収益的支出

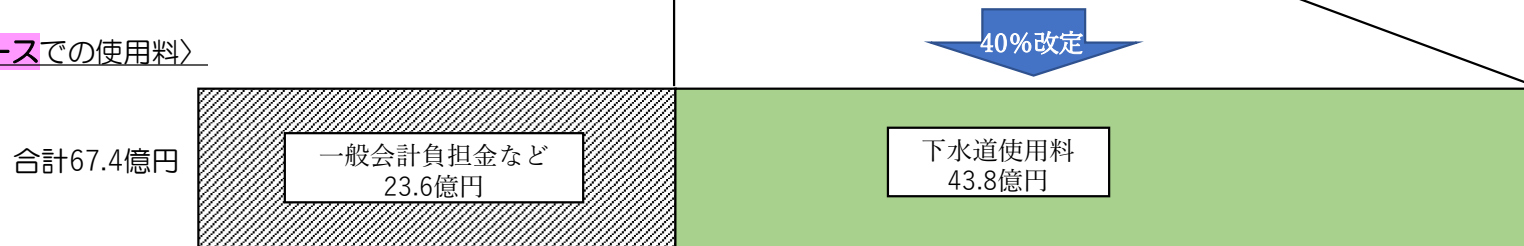


(2) 収益的収入

〈**現行ベース**での使用料〉



〈**改定ベース**での使用料〉



積算根拠

- ① 職員給与費：毎年0.3%（過去10年間の人事院勧告の平均伸び率）の上昇を見込みました。
- ② 修繕費・委託料：各年度の実施計画に対して、人件費は毎年0.3%、その他は物価上昇率として毎年2%（内閣府「中長期の経済財政に関する試算(令和6年1月22日経済財政諮問会議提出)」より）の上昇を見込みました。
- ③ 県維持管理負担金：R6年度が32円/㎡（税込み）⇒R8年度43円/㎡（税込み）となりますので、率にして34.375%の上昇を見込みました。（参考）改定率への影響：改定率40%のうち約13%
- ④ 減価償却費：各年度の施設拡張や施設改良に係る資産取得による発生分を見込み、R6年度比約2.6億円の増加（9.4%の増加）を見込みました。
- ⑤ その他：物価高騰の影響が見込まれるものは、物価上昇率として毎年2%の上昇を見込みました。
- ⑥ 資産維持費：将来の施設の更新財源として見込んでいる費用で、経営戦略どおり償却対象資産帳簿価格の0.5%の額を計上しています。
- ⑦ 一般会計負担金など：雨水処理に要する経費に係る負担金など、国の繰出基準により一般会計が負担することとされる経費に対して受け入れる負担金などを計上しています。
- ⑧ 下水道使用料：人口減に伴う有収水量の減少により、R6年度比約0.8億円の減少（2.5%の減少）を見込みました。
- ⑨ 一般会計繰入金(赤字補てん分)：現状の繰入金総額の範囲内で、赤字補てん分として繰入れることを見込んだものです。なお、現在は黒字ですのでこの分は繰入れていませんが、経営破綻を避けるためには必要と考え、繰入れることを想定したものです。なお、市財政当局と約束したものではありません。
- ⑩ 使用料対象経費：収益的支出の総額から一般会計負担金などを控除した額が下水道使用料で賄う経費（＝使用料対象経費）となります。

6 下水道使用料改定率(案)

項 目	内 容
改定時期	令和 8 年 1 0 月
算定期間	令和 7 年度～令和11年度
改定率	4 0 %

改定による市民負担への影響【目安額】

一般家庭使用料 目安(円・税抜き)	現 行	改定後 (R8.10)
20m ³ ／月 使用時	1, 4 5 0 円	2, 0 3 0 円 (+ 5 8 0 円) +40%

※ 現行使用料に改定率を乗じた目安額です（正式な金額ではありません）